

電気通信番号の犯罪利用対策について

2024年6月7日（金）

アルテリア・ネットワークス株式会社

電気通信番号の犯罪利用対策内容（1/2）

■ 社内マニュアルの整備

- ✓ 取引開始時の確認事項等を示したマニュアル整備

■ 取引開始可否判断

- ✓ 取引リスク確認
 - 各種リスク情報が収録された企業データベースを活用
- ✓ 本人確認
 - 履歴事項全部証明書
 - 現地確認※（所在地以外に事務所周辺環境、役員/従業員の言動も確認）
※実施要否は他の確認結果内容を加味して判断
- ✓ 信用調査
 - 外部調査会社による信用調査結果
- ✓ ビジネスモデル確認（他電気通信事業者へ卸提供する場合）
 - 電気通信番号の使用方法/使用数およびサービス内容をヒアリング

電気通信番号の犯罪利用対策内容（2/2）

■ 契約時に遵守を求めている事項の例（他電気通信事業者への卸提供の場合）

- 法令違反行為、公序良俗に反する行為、信義則に反する行為を行わない。
- 犯収法を遵守し、電話番号の管理・運用を適法・適切に行う。
- 再卸先を適正に管理監督する。

■ 提供する番号数

原則1番号単位。卸提供の場合は番号使用状況や追加理由を確認し必要最低数を提供。